

木曽谷国有林の地域別の森林計画書（案）

（木曽谷森林計画区）

（変更）

（令和4年12月変更）

	計	画	期	間
自	令和	4年	4月	1日
至	令和	14年	3月	31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、森林の整備及び保全の取組を推進するため、森林の整備の方法に関する計画及び林道の開設に関する計画を変更するとともに、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和5年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画.....	1
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	2
(3) 実施すべき治山事業の数量	

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	単位 延長：km、面積：ha	
								対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	上 松 町	下 柿 沢 中 腹 (上)	0.44 (1)	39	0.44 (1)	③	140, 141
〃	〃	〃	〃	黒 石 支 線 ・ 芦 島 支 線	2.50 (1)	97	2.50 (1)	④	301～305
〃	〃	〃	〃	べ ろ 沢	1.00 (1)	54		⑩	169, 170, 171, 177
				小計	3.94 (3)	190	2.94 (2)		
開設	自動車道	林業専用道	南木曾町	西 山	1.20 (1)	96	1.20 (1)	南②	8～11
〃	〃	〃	〃	中 ノ 沢	1.00 (1)	63	1.00 (1)	南③	602～605
〃	〃	〃	〃	鍋 割 沢 支 線	1.00 (1)	80	1.00 (1)	南④	618～619
〃	〃	〃	〃	向 ケ 原	1.00 (1)	84	1.00 (1)	変①	625～627・629
				小計	4.20 (4)	322	4.20 (4)		
開設	自動車道	林業専用道	木 祖 村	奈 良 の 平	2.00 (1)	62	2.00 (1)	⑤	1017, 1018
〃	〃	〃	〃	奥 峰 沢	1.70 (1)	78	1.70 (1)	⑥	1217～1219
				味 噌 川 枯 尾	1.10 (1)	80		⑨	1116, 1117
				小計	4.80 (3)	220	3.70 (2)		
開設	自動車道	林業専用道	王 滝 村	赤 ゾ レ	2.00 (1)	105	2.00 (1)	②	2926～2930
〃	〃	〃	〃	土 浦	1.00 (1)	78	1.00 (1)	⑦	2732, 2736, 2737
〃	〃	〃	〃	ク ロ ブ チ	0.80 (1)	64	0.80 (1)	⑧	2125, 2126
				小計	3.80 (3)	247	3.80 (3)		
開設	自動車道	林業専用道	大 桑 村	小 川 殿 (野 尻 向)	1.50 (1)	50	1.50 (1)	南①	1046～1049
				小計	1.50 (1)	50	1.50 (1)		
開設	自動車道	林業専用道	木 曾 町	中 沢	1.75 (1)	72	1.75 (1)	①	705～708
				小計	1.75 (1)	72	1.75 (1)		
				計	19.99 (15)	1,101	17.89 (13)		

表－拡張 [略]

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		うち前半 5年分		
上 松 町	1～28, 29～52, 66～79・122～137, 146～161・198～208, 162～177・193～197, 178～192, 209～225, 301～316, 317～328・358-1, 329～331, 340～346・359-2, 347～357	55	6	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
南木曾町	1～19・57～74, 20～56, , 75～106, 107～119・464, 301～312, 313～321・331～350, 351～364・394～401, 365～393, 402～419, 501～512・709, 513～538・709, 539～567, 568～593, 594～624, 625～658・709, 659～670・709, 671～693, 702～708, 2101～2116-1・2147, 2116-2～2134・2147, 2135～2146	54	18	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
木 祖 村	1001～1029, 1030～1047, 1048～1074, 1077～1095, 1096～1103, 1104～1123, 1124～1134, 1135～1143, 1144～1162, 1163～1181, 1182～1198, 1199～1214, 1217～1220	82	19	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
王 滝 村	2001～2013, 2014～2081, 2082～2101, 2102～2104, 2105～2244・2292～2293, 2245～2291, 2301～2318, 2319～2342, 2343～2379・2452, 2380～2394, 2395～2402, 2403～2434・2453, 2454～2460, 2501～2552, 2553～2573, 2574～2586, 2587～2594, 2595～2603, 2604～2614, 2615～2623, 2624～2638, 2639～2654, 2656～2720, 2721～2731, 2732～2780, 2788・2790～2799, 2800～2822	149	24	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
大 桑 村	1001～1006, 1007～1037, 1038～1053, 1054～1068, 1069～1108, 1109～1143, 1144～1194, 1195～1208・1233～1247, 1209～1232, 1249～1256, 1301～1320・1335～1345, 1384～1391・1433, 1392～1398・1403～1405, 1406～1409・1420～1426, 1410～1413, 1414～1419, 1427～1432	29	14	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
木 曾 町	257～273, 501～519, 520～555, 556～573, 574～586, 601～609, 610～625, 630～656, 657～665, 666～673, 704～708・714・715, 718～726, 727～731, 732～739, 740～749, 750～760, 833～844・846～860・891・892	57	26	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
計		426	107		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。